

備二発第 80 号
昭和 57 年 7 月 1 日

各部(室)課(隊)長
各 参 事 官 殿
警 察 学 校 長
各 警 察 署 長

岐阜県警察本部長

「防災の日」及び「防災週間」の制定について(例規通達)

昭和 57 年 5 月 11 日、閣議了解により、政府、地方公共団体等防災関係諸機関を始め
広く国民が、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の災害についての認識を深め
るとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減
に資するため、「防災の日」及び「防災週間」が、別添 1 のとおり制定されたほか、この
閣議了解に基づき別添 2 及び別添 3 のとおり「防災功労者表彰要領」及び「昭和 57 年度
「防災週間」の実施について」も制定された。

「防災の日」は、毎年 9 月 1 日とし、この日を含む 1 週間を「防災週間」とすることと
し、この週間内に、防災知識の普及のための講演会、展示等の開催、防災訓練の実施、防
災功労者の表彰等の防災に関する行事を地域の実情に応じて、全国的に実施することとさ
れた。このため、警察においても、県、市町村、その他防災関係諸機関と緊密な連携の下
に「防災の日」及び「防災週間」にふさわしい防災訓練を始め、防災に関する各種行事を
積極的に実施し、県民の防災意識の高揚に努めることとしたので、これが実施に遺憾のな
いようにされたい。

なお、「「防災の日」の創設と防災総合演習の実施について」(昭和 35 年 8 月 23 日付
けら発第 46 号)は、これを廃止する。

「防災の日」及び「防災週間」について

〔昭和57年5月11日〕
閣議了解

- 1 政府、地方公共団体等防災関係諸機関を始め、広く国民が、台風、豪雨、豪雪、洪水高潮、地震、津波等の災害についての認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止を被害の軽減に資するため、「防災の日」及び「防災週間」を設ける。
- 2 「防災の日」は、毎年9月1日とし、この日を含む1週間を「防災週間」とする。
- 3 この週間において、防災知識の普及のための講演会、展示会等の開催、防災訓練の実施、防災功労者の表彰等の行事を地方公共団体その他関係団体の緊密な協力を得て全国的に実施するものとする。
- 4 「「防災の日」の創設について」(昭和35年6月17日閣議了解)は、廃止する。

防 災 功 労 者 表 彰 要 領

〔昭和57年5月13日〕
事務次官等会議申合せ

「防災の日」及び「防災週間」について（昭和57年5月11日閣議了解）に基づく防災功労者の表彰は、この要領に基づいて行うものとする。

なお、「防災功労者表彰要領」（昭和35年7月21日事務次官等会議申合せ）は、廃止する。

1 表彰の範囲

防災に関し、次の各号の一に該当する個人又は団体であって、全国民の模範となり、かつ、「防災の日」において内閣総理大臣が顕彰するに足るものとする。ただし、防災に関し、同種事由に基づき国の栄典を受けたことのあるものは除く。

- (1) 災害時における防災活動について顕著な成績を挙げ又は功績があったもの
- (2) 防災思想の普及又は防災体制の整備について顕著な成績を挙げ又は功績があったもの。

2 表彰者

内閣総理大臣

3 表彰の方法

表彰状及び記念品

4 表彰の時期

毎年9月1日とする。

5 表彰の手続き

関係各省庁から推薦されたもののうちから内閣総理大臣が定める。

6 関係各省庁の表彰

関係各省庁においては、内閣総理大臣の表彰に準じ、必要に応じて、防災功労者の表彰を行うものとする。

昭和57年度「防災週間」の実施について

〔昭和57年5月27日〕
中央防災会議決定

1 趣旨

我が国は、その自然的、社会的な条件から台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、火山噴火、大規模な爆発等による災害に見舞われてきており、近年これらの災害の態様も複雑、多様化してきている。

災害の未然防止又は被害の軽減を図るためには、国、地方公共団体はもとより、地域住民等において日ごろから災害に対する備えを充実強化し、災害時に適切な防災活動を展開できるようにしておくことがますます重要なものとなっており、国民の防災意識の高揚、防災知識の普及、防災関係機関を始め地域住民等を含めた防災体制の整備等が重要かつ緊急の課題となっている。

このような状況にかんがみ、防災に関し関係者を始め広く国民の関心を高め、災害に対する備えを一層充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資するため、今般、9月1日の「防災の日」を含む1週間が「防災週間」として設定されたところであり、この週間において、国、関係公共機関、地方公共団体、関係諸団体等の緊密な連携のもとに、防災に関する各種の行事を全国的に実施するものである。

2 実施期間

昭和57年8月30日(月)から9月5日(日)までの「防災週間」を中心とする期間

3 実施主体

国、関係公共機関、地方公共団体、その他関係団体

4 実施方針

国、関係公共機関、地方公共団体、その他関係団体の緊密な協力により、次に掲げるような防災週間の趣旨にふさわしい内容の行事を地域の実情等に応じて実施するものとする。

このため、国は、関係公共機関、地方公共団体、その他関係団体に対して協力を要請するものとする。

なお、防災週間の行事と既存の防災に係る各種訓練、運動等の関係行事とは、有機的関連を保持しつつ相互に効率を上げるよう配慮するものとする。

(1) 実施の重点

震災対策

東海地震に係る地震防災対策強化地域、南関東地域、大規模な地震が発生した場合に甚大な被害が発生するおそれがあるその他の地域における児童、生徒、住民等に対する震災に係る教育啓発、防災訓練の実施等

風水害対策

水防思想の高揚、災害危険区域の点検・周知、水防資機材の点検、警戒避難訓練等

特定事業所等の防災対策

石油コンビナート、高層ビル、地下街、ホテル、百貨店等多数の者の出入する施設及び電気、ガス、水道等のライフライン関係事業における震災対策を中心とする防災訓練、防災のための施設、設備及び資機材の点検等

(2) 実施する行事等

防災意識の高揚及び防災知識の普及

- a 防災フェア、展示会等の開催
- b 講演会、研修会、映画会、その他教育啓発活動
- c ポスター、懸垂幕の掲示
- d パンフレット、リーフレットの配布
- e 標語、作文、図画等の募集
- f 防災関係施設の見学会
- g 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報紙等による広報

防災訓練等

- a 各種防災訓練の実施
- b 災害危険区域の巡視、点検、周知
- c 防災のための施設、設備、資機材等の点検

防災功労者の表彰

その他